

令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした場合に評価されることになりました。

以下、厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費について】

①対象となる疾患は以下のとおりです。

肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎

②上記疾患で治療が必要となった場合、利用管理として投薬、注射、処置などが行われた。

③診断名、診療機関、実施した検査・投薬・注射・処置の内容等を診療録に記載する。

④請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。

⑤算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

【対象疾患と主な治療内容】

肺炎	胸部 X-P、血液検査、尿検査、血中濃度の測定など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査、血液検査など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に内服・抗ウイルス剤点滴など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）など適宜必要な治療を行う。

【令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況】

疾患名/年月		令和5年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	1	0	0	2	1	3	4	0	1	1	3
	日数	3	3	0	0	7	10	23	36	0	4	2	17
尿路感染症	人数	2	2	5	2	1	5	5	4	1	2	4	2
	日数	6	9	18	5	4	24	20	18	9	11	21	12
带状疱疹	人数	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	10	10	10	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	2	2	2	1	0	0	0	2	0	2	0	1
	日数	6	6	7	6	0	0	0	10	0	14	0	4

医療法人社団 葵会

介護老人保健施設 葵の園・広島空港